

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	パーソルホールディングス株式会社	コード	2181
提出日	2025/6/4	異動（予定）日	2025/6/24
独立役員届出書の提出理由	独立役員を新たに指定するため		
	✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）		

2. 独立役員：社外取締役の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	山内 雅基	社外取締役	○													○	有
2	吉澤 和弘	社外取締役	○													○	有
3	Debra A. Hazelton	社外取締役	○							△							有
4	村林 啓	社外取締役	○							△							有
5	榎本 知佐	社外取締役	○													○	有
6	友田 和彦	社外取締役	○													○	有
7	菅谷 もち子	社外取締役	○													○ 新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	山内雅基氏は、運輸業界を代表する上場企業の経営トップとしての企業経営・経営戦略、ノンバンク及びウォルマート・グループの資本経営等の豊富な知識及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役・指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員会委員として、取締役会をはじめとする重要な会議において、積極的に意見・提言を行っておりましたことから、独立社外取締役として当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。
2	—	吉澤和弘氏は、情報通信業界を代表する上場企業の経営トップとしての企業経営・経営戦略、テクノロジー及びソリューション等の資本経営の豊富な知識及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役・指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員会委員として、取締役会をはじめとする重要な会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。
3	Debra A. Hazelton氏が業務執行をしていた㈱三井UFJ銀行は、当社への貸付及びその他の債務履行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。	Debra A. Hazelton氏は、豪州の候補会員の取締役会議長と日本の金融機関の部門内付及び当社との通常的な銀行取引がありますが、同氏は同行及びその他の債務履行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。
4	村林聰氏が業務執行をしていた㈱三井UFJ銀行は、当社への貸付及びその他の債務履行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が証券取引所が定める基準及び当社が定める独立性基準を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。	村林聰氏は、国際的な公認会計士としての企業経営・経営戦略、テクノロジー及びソリューション等の資本経営の豊富な知識及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役及び指名・報酬委員会委員として、取締役会をはじめとする重要な会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。
5	—	榎本知佐氏は、国内の企業における広報戦略のスペシャリストとしての国際性、リスク管理及びサステナビリティ、ESG等の豊富な知識及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役及び指名・報酬委員会委員として、取締役会をはじめとする重要な会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。
6	—	友田和彦氏は、公認会計士及び税理士などの他のコンサルタントである。当社グループとの取引額が当社の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
7	—	菅谷もち子氏は、前座会員の業界の経営者としての企業経営・経営戦略、財務・会計・人事・労務・人材開発等の豊富な知識及び経験を有しております。これらの豊富な知識及び経験を活かして、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。なお、同氏は、証券取引所が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しております。

4. 补足説明

当社取締役を兼任するにあたって、当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当社外取締役は当社からの独立性を有するものと判断いたします。

- 主な賃金又は引当金及び借入金

 - 当社グループの取引先で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額が当社の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - 当社の取引先で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額が当社の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - 当社グループの構成員で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかの末日時点における借入金残高が当該事業年度末日時点における連結売上高の2%を超える金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 - 当社グループから多額の賃金その他の財務を待てる専門家
 - 公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度の平均で、取引額が1,000万円を超える取引先の他の業務執行者を得意とする者
 - 法律事務所、監査法人、税理士、税務顧問等はコンサルティングファームの他の専門的アドバイザリーフィームであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度の平均で、その年間連結売上高の2%を超える支払いを受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く。）
 - 大株主
 - 直近事業年度末日時点における当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。以下同じ。）又はその業務執行者若しくはその業務執行者でない取締役
 - 当社の親会社若しくは子会社の業務執行者
 - 当社の親会社若しくは子会社の大株主（大株主となっている者の業務執行者）
 - 当社グループから多額の賃金の助成を受けている者
 - 当社グループから寄付や助成を受けている法人、組合等の団体であって、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから得ている寄付又は助成を受けている者
 - 当社グループの親会社若しくは子会社の業務執行者
 - 会計監査人
 - 当社グループの会計監査人である公認会計士又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - 役員の相互就任の関係にある先の者
 - 当社グループから取締役又は監査役（いずれも常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 - 過去ににおいて該当している者
 - 過去ににおいて該当していない者
 - 配偶者等
 - 上記1から6までに掲げる者又は過去3年間ににおいて当社グループの業務執行者に該当していた者（重要でない者（注）を除く。）の配偶者又は二親等以内の親類

(注) 重要でない者とは、(i)業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員（株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務執行する役員）以外の者をいい、(ii)会社のアドバイザリーフィームについては、社員又はパートナー以外の者（ソシエイト及び従業員）をいい。

*1 社外取締役のうち、独立役員の審査を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

*2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会員参考（社外監査役の場合）

c. 上場会社又はその子会社の監査役（又は非業務執行取締役）

d. 上場会社の社外監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社の主要な取引先又はその他の団体の他の財産を得て居るコンサルタント、会員専門家、法律専門家

i. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上の項目のうちのいずれかに該当する者は、該当する项目的文章を省略して記載してあるものにご留意ください。

*3 本公司の各項目「現任・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

*4 △～△のいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

*5 独立役員の選任理由を記載してください。

*6 独立役員を1名以上確保できない状況が生じた場合は又は社外取締役を1名以上確保できない状況が生じた場合、有価証券上場規程による企業行動規範に違反する状況が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。